

令和8年度推しまち焼津推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度推しまち焼津推進事業業務委託

2 委託業務の目的

本市の将来人口推計では、人口減少や少子高齢化の加速化が予測されている。持続可能な将来に向け、本市が持つポテンシャルを高め引き出すため、地域資源を分析・整理、地域の魅力を再定義し、ブランドイメージとして情報発信することで選ばれる街を目指す必要がある。

本業務は、地方創生を図ることを目的としたデジタル田園都市国家構想交付金採択事業（事業計画期間：令和6年度から令和8年度）であり、令和6年度は基盤整備（データに基づくマーケティング）、令和7年度で実装（地域製品の売り込み、焼津市公式ファンクラブ「ぶづぶのやいづクラブ」の構築）、令和8年度は自立・自走化にむけた取組（ファンクラブの運営、移住体験イベント）を実施し、関係人口の創出を図ることで、二拠点活動、さらには移住定住に繋げるなど新しい人の流れを作ることを目指していくものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までの期間とする。

4 委託業務内容

(1) データ分析業務

本業務では、「ふるさと納税寄附」、「地域産品購入」及び「観光宿泊」の三分野において、本市と接点を持つ方を関係人口と定義する。これら関係人口の動向を把握することで、データに基づいたマーケティングへと繋げていくことを目的とするものである。令和6年度、令和7年度の研修により、ツール導入によるデータ分析技術の習得は概ね達成したため、最終年は職員の分析結果を基にした企画立案力に重きを置き、分析結果の品質を高めること（外部専門家による解析）に注力する。

ア データ分析

本市に対する「ふるさと納税寄附」、「地域産品購入」及び「観光宿泊」各分野における、人数、金額、数量、性別、年齢、推定年収、居住地域等の多角的なデータを独自に取得し把握することができるデータを納品すること。市からのデータ提供はしない。さらに、それぞれの分野を詳細に分析することができるものとする。

イ データ活用研修

市職員の EBPM をより強化するため、データ活用による企画や事業を考える研修を開催すること。また、研修会の開催形態及び内容、担当講師等の提案をすること。

(2) 地域ブランドの認知拡大

ブランディングは本市の魅力発信力や認知度の向上を目的とし、2年かけて地域ブランドの構築を目指しており、令和7年度は令和6年度で構築したシティコンセプトの素案に基づき確定し、ロゴマーク「ぶづぶのやいづ」やキービジュアル及びステートメント等の開発を行った。また開発した制作物を活用し、ターゲット層に対してプロモーションを行った。令和8年度は令和7年度で構築した地域

ブランドを基に、継続して情報発信等を行っていく。

ア 認知拡大のための周知活動

本事業におけるターゲットに向けて、令和7年度で構築した地域ブランドを認知拡大していくため、市内外で開催されるイベントへのPR出店（3人以上の人員配置含む）、情報発信、プロモーション等の周知活動を行うこと。尚、イベントへのPR出店については、新規イベントの企画・実施を目的とせず、当市や他団体等が主催する既存のイベントへのブース出店を基本とし、見積りに際しては前述の人員配置の他、関係者1人分の往復旅費を含むこと。その他イベントへのPR出店に関する詳細は以下の通りとする。

- ・実施場所：関東圏、関西圏、焼津市内
- ・実施回数：関東圏及び関西圏については合計3回程度、焼津市内については4回程度

イ 制作物利活用プランの企画・実施

令和7年度で構築した地域ブランドを基に、本市ですでに制作したTVCM動画等の効果を最大限生かすことができるよう、利活用プランを企画・実施すること。なお、TVCM動画はMP4形式の15秒動画であり、WEB広告等での使用に制限はないが、放映可能なTV局はテレビ静岡に限るものとする。

(3)焼津市公式ファンクラブ「づづづのやいづクラブ」の促進

令和7年度で構築した焼津市公式ファンクラブ「づづづのやいづクラブ」（以下、「ファンクラブ」とする）を継続させていくため、市、事業者とファンとの繋がりだけでなく、ファン同士も繋がるよう交流を拡大させていく。

ア ファン獲得のための仕掛け

ファンクラブ会員を獲得するため、ファンのインセンティブとなる明確かつ効果的な仕掛けを企画・実施すること。なお、ファンクラブミッションは無料ミッションと有料ミッションが混在するため、ミッション並びに特典の企画・実施は景品表示法を考慮したものとする。

イ ファン交流イベントの企画・運営

ファンクラブ会員、特に本事業のターゲットとしている首都圏や県外在住の会員に向け、本市の魅力が伝わり、本市への来訪意欲が高まるようなイベントを企画・運営すること。なお、前述の条件を満たせばオンラインでのイベント開催も可とする。

ウ ファンが離脱しないためのプラン策定

すでにファンクラブに入会している会員を離脱させないため、ミッション及び特典追加並びにLINEにおけるメッセージ配信頻度のスケジュール案や、LINEでの効果的な配信メッセージ案の企画提案等を行うこと。

(4)地域の魅力促進

本市との関わりを拡大・深化するため、(2)の制作物を活用し、地域産品の購入を促すWEB物産展の開催と地域の魅力を認知してもらう観光プロモーションを行う。

ア 市内事業者等への企画提案

ロゴマーク「づづづのやいづ」を使用し、且つ、本事業のターゲットとしている首都圏や県外在住者に魅力的に映る商品案を企画し、市内事業者等に企画提案を行うこと。なお、商品案については市内事業者の商品開発に限らず、市内事業者による(3)に関する周知等でも可とする。

イ WEB物産展の開催

地域産品の認知拡大および販売促進のため、集客の見込める既存のECモール上に特集ページを設け、キャンペーンを実施すること。

(ア)販売する地域産品及び参加事業者の募集、選定

販売商品の募集・選定および出店者との調整等の事前準備を、委託者と協議し実施すること。

(イ)特集ページの構築・管理・運営

ECモール内に特集ページを作成し、地域産品の魅力をPRすること。

(ウ)広告宣伝の実施

過去の購買データ等を元に事前分析を行い、広告効果およびWEB物産展の集客最大化を図ること。

ウ 観光プロモーションの実施

認知拡大および宿泊促進のため、宿泊予約サイト内に特集ページを設け、キャンペーンを実施すること。

エ 販売促進キャンペーンの実施

本市への宿泊促進のため、宿泊予約に使えるクーポンを活用した販売促進キャンペーンを実施すること。

(5)移住体験事業等の企画・運営

「づづづのやいづクラブ」会員や本市が設定する移住ターゲット層を対象に、移住体験ツアーとして本市を訪問してもらい、市内事業者・先輩移住者等との交流や、本市の暮らしやすさ（生活環境）を体験することにより、本市への移住を促すことを目的に実施する。

ア 体験ツアー実施にかかる企画・立案

(ア)実施の要件

- ・実施回数：3回程度
 - ・実施時期：本事業の目的を達成するために効果的な時期を提案すること。
 - ・実施日数：本事業の目的を達成するために効果的な日数を提案すること（日帰りの体験ツアーも可とするが、参加しやすい土日祝日を基本とする）。
 - ・対象者及びターゲット層：
 1. 「づづづのやいづクラブ」会員
 2. 本市への移住を検討している県外在住者（市外在住者も可）
 - 年代：未就学児のいる子育て世代
 - 若者夫婦世帯（妻が40歳以下の子どもいない世帯）
 - 22歳から34歳のひとり世帯
- ※対象者及びターゲット以外の参加者を拒まない
- ・定員：1回につき15人程度
 - ・参加者の費用負担：交通費、宿泊費、体験費、飲食費は自己負担とする。

(イ)実施の内容

・体験ツアーの行程等：食事、宿泊先、市内事業所での体験、先住移住者との交流、スーパーや公共施設等の見学等、ターゲットごとに合わせたコンテンツとすること。

実施内容については、以前当市で実施した体験ツアー協力者の意見を参考に立案すること。

- ・体験ツアーの告知、募集方法：SNS等を利用した効果的、効率的な告知や募集方法を提案すること。

イ 移住体験事業の提案

参加者へのアンケート調査及び分析を実施し、今後の移住体験事業に繋がるよう、効果的に、本市への移住につながる制度を提案すること。

(ア)今回実施の移住体験ツアー参加者の動向や、ニーズ等及び、全国の先進事例等を踏まえ提案すること。

(イ)本市の産業動向（求人）や住宅事情（空家等）、子育て環境、自然環境等の現状を踏まえ、本市での暮らしの魅力が参加者に伝わる内容を提案すること。

(6)自立・自走に向けた体制強化

今後の事業の自立自走に向け、ファンクラブのインセンティブ（ミッション及び特典等）企画や、ファンクラブを含む当市の魅力情報発信等、市・ファン・地域の間に入り円滑な関係を構築できる、地域おこし協力隊等の人材や、当市の活動主体作りを支援する体制を強化すること。

本仕様書（2）（3）（5）の内容において地域おこし協力隊等が活動主体となるよう、情報発信やファン獲得のための仕掛けの企画・実施に関する知識・技術等の習得支援を行い、令和9年度以降も令和8年度と同程度のクオリティを保持できるよう、人材育成に努めること。

5 業務実施体制、提出書類等

(1)業務実施計画書を契約締結後10日以内に作成し、本市へ提出すること。

(2)業務実施計画書には、以下の内容その他必要事項を記載し、本市の承認を得ること。

ア 業務スケジュール、作業項目

イ 再委託部分は、相手方住所、氏名又は名称、業務の範囲、契約予定金額

ウ 業務実施体制図（連絡先）※再委託部分を含む

(3)業務実施計画書をもとに、契約後10日以内に、キックオフミーティングを開催すること。キックオフミーティングの資料作成は、本市担当者と事前調整のうえ、受託者がすべて実施すること。

(4)業務責任者は、本業務と同等規模の業務を導入した実績がある者とし、原則、すべての会議に参加すること。

(5)業務責任者は、契約締結から納品完了まで業務の進行管理を実施すること。

(6)業務責任者は、本業務を遂行するための十分な業務実施体制を確保すること。

(7)業務実施体制を変更する必要がある場合は、原則1週間以上前に報告し、本市の承認を得ること。

なお、担当者の異動が発生する場合には、後任の担当者に対して、本業務に支障をきたさないよう十分な訓練を実施した後に業務の引継ぎを行い、本市に引継ぎ結果を報告すること。

(8)担当者が病気等により本業務に一定期間従事できない等の事情が生じた場合は、代行する担当者の氏名及び経歴・保有資格等担当者として十分な資格を有している旨を、速やかに書面にて報告し、本市の承認を得ること。なお、代行する担当者は業務に支障をきたさないようにすることができる者を担当させること。

(9)業務完了後、業務完了報告書等「7 成果品」で定めるものほか、その他本市が業務確認に必要と認める書類を作成し、速やかに市に提出すること。

6 会議の開催・記録

- (1)進捗状況確認会議を必要に応じて開催し、業務の詳細や進め方、進捗状況の報告、進行上の課題への対応策について綿密な協議を行うこと。
- (2)進捗状況確認会議の開催場所は本市庁舎内又は WEB による開催とする。
- (3)受託者は進捗状況確認会議において使用する資料を作成し速やかに議事録を作成するものとする。

7 成果品

(1)提出物

ア 業務完了報告書（紙媒体 1 部：A 4：本市様式）

イ 業務報告書（紙媒体 10 部）

- ・各業務の実施内容のまとめ

ウ データ分析

- ・データ一式
- ・分析結果報告書（データ更新時）
- ・データ活用研修資料一式

エ 人材育成強化

- ・人材育成資料一式

※全て電子データとして CD-ROM や USB メモリに格納し 1 部提出すること。なお、紙媒体での提出の指定があるものは、別途紙媒体でも提出すること。

(2)提出場所

焼津市企画部移住定住課

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目 16 番 32 号 市役所本庁舎 4 階

(3)提出期限

令和 9 年 3 月 31 日

(4)成果品に関する著作権等

成果品に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、市の保有とし、市が使用及び外部に提供できるようにすること。制作の都合上止むを得ず、著作権等を市に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、市の了解を得ること。市に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、市と協議すること。

ただし、同成果物を市が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をする場合には事前に受託者に連絡するものとする。

その他、成果品に関する権利については、事業者採択後、本市と事業者の協議の下、契約用仕様書もしくは所定の契約書等で定める。

8 その他

- (1)本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、本市と受託者が協議の上、定めることとする。
- (2)上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業

務に含まれるものとする。

- (3)業務の実施に当たっては、本市の地方創生に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- (4)業務実施のための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。
- (5)各業務にかかる一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。